

平成31年度 地方創生に係る私立大学関係予算に関する要望

一般社団法人日本私立大学連盟

私立大学は、常に社会のニーズに応え、日本社会の発展に大きく貢献してきました。とりわけ、地方の振興と活性化を推進する重要な役割を果たし、地域の知の拠点として中心的機能を担っています。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、東京一極集中の是正を目的とした施策の一つとして「地方大学の振興」が掲げられ、内閣府の平成30年度予算として、新たに「地方大学・地域産業創生交付金」が創設されることとなりました。

地方大学の振興を目的とした交付金の新設されたことは歓迎するものですが、本交付金の1件当たりの支援規模（7億円）や交付要件を勘案すると、大型装置の整備が必要とされる理工系大学院レベルの先端研究が事業として想定されているように思われます。

しかしながら、地方と私立大学が連携して行う地方創生の取組の実態は、学部レベルで地域の課題発見を行い、解決策を見出していくものが多く、今回の「地方大学・地域産業創生事業」をはじめとする国の予算施策は、そのような実態や地域の問題意識とかい離しています。

大型装置の整備が必要となるような大規模事業が直接、地域の社会的な効用に繋がると見るだけでは十分ではなく、真に地方創生を実現し地域産業の振興を図るためには、その普及・拡大のための人材育成を両輪として行うことが重要です。そのため、大型装置の整備が必要となる事業に比べて金額的には小額ではあっても、私立大学がこれまで担ってきた、またこれからも担っていく地方人材の育成や地方の産業復興、課題解決等に関する教育プログラム、地方への人の流れを創る就職支援などの予算の拡充を強く要望します。

私立大学は、現在のように「地方創生」が声高に言われる前から多様で特色ある取組を行い、地方創生に貢献してきました。しかしながら、とりわけ地方の私立大学は、財政面、地方自治体との連携における課題、制度面等のさまざまな障壁により、地域の資源としてその力を発揮しきれておらず、取組の成果を地域に十分に波及できていません。また、東京圏をはじめとする都市圏に所在する私立大学においても、地方創生に関わる様々な取組を積極的に展開し、地方と都市圏の人的交流を図っているものの、学生が地方で活動するための旅費交通費等の負担や、地方と大学を繋ぐコーディネーター等の専門人材の不足等の課題により、その活動を助けられていません。

以上、こうした障壁を取り除き、地方に所在する私立大学と都市圏に所在する私立大学がお互いの強みを活かした取組をより一層推進し、地域の課題解決と地域活性化を主導する地方人材を育成することこそが、地方創生につながるとの強い思いから、現在の内閣府予算についての改善と新たな支援措置について提案します。

I. 内閣府「地方大学・地域産業創生事業」に関わる改善要望

要望1 地方の私立大学に蓄積された知見を活用できる小規模だが有効な取組への支援

内閣府「地方大学・地域産業創生事業」においては、①「産官学連携事業」②「大学組織改革による質の高い教育の提供、リスクの高い先端研究等」③「先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究等」の3つの経費区分が設定されている。しかし、地域産業の創生の鍵は、地域内の知識の創造や移転といった学習メカニズムの創出・活性化にあり、設備や装置そのものが自動的に地域を活性化するわけではない。②、③が地域社会の活性化に資するためには、①による地域社会での活用、展開が不可欠である。とくに、人文社会科学系を中心に地域に根ざした社会貢献を継続的に取り組んできた私立大学には、地域社会に内在する課題や社会的な関係構造に関する知見が蓄積されており、それを活かしていくことは地方創生に資するものである。連携事業のなかには、設定されている10億円よりも小さな規模のものであっても有効なものが想定される。そのような取組への支援も実現可能とするよう要望する。

要望2 交付金の対象となる取組や予算の柔軟性の確保

内閣府「地方大学・地域産業創生事業」は、大学の組織改革を実現するような全学的な取組を支援の対象としている。しかし、産官学連携の取組は、学部や学科単位の小規模な取組であっても効果が期待できるものが多い。また、複数の地域・地方にキャンパスが所在する私立大学においては、学部やキャンパス単位の取組が、所在する地域にとって大きな意義をもつ場合も存在する。したがって、地方創生に資する優れた取組であれば、全学的な取組のみではなく、学部・学科単位等の取組に対する支援も必要である。例えば、全学体制の大規模な取組には交付金額を大きくし、学部・学科単位の取組については、小額の交付金を措置するなど、対象となる取組や予算の一層の柔軟性を求めたい。

要望3 地域や地域住民のニーズに沿った私立大学との連携の推進

内閣府「地方大学・地域産業創生事業」は、地方自治体の首長のリーダーシップのもとに実施する地方創生の事業であるが、地方自治体は、地域の公立大学や国立大学を優先して連携する傾向がある。現行の交付金等の制度は、相対的に大規模な国公立の総合大学との連携に使いやすく設計されており、地方自治体の目もそちらに向きがちである。しかし、地域に所在する私立大学もまた重要な地域の知的・人的資源である。地方自治体が、地域の実情を踏まえたきめ細かな連携事業を展開している私立大学を地方創生の地域資源と捉え有効に活用していくことに対する支援を要望する。そのために地方自治体及び私立大学が使いやすい交付金制度の設計を検討すべきである。

要望4 東京圏をはじめとする都市圏に所在する大学が実施する地方創生の取組への支援

東京圏をはじめとする都市圏に所在する大学においても、積極的に地方創生の取組を実施しているが、内閣府「地方大学・地域産業創生事業」は、主に地方大学が地方で実施する取組に措置される仕組みとなっている。

例えば、都市圏の大学では、地方自治体と連携して、地方出身の学生に出身地の就職情報を提供することや、都市圏出身の学生にフィールドワーク等を通して地方の課題の認識を深め、卒業後の活動の場として地方を選択する契機を提供すること、教員と学生が協働して地方の活性化に資する

ための研究活動を展開することなど、積極的に地方創生に資する取組を実施しており、地方創生にとって有効な資源と位置づけることができる。とくに大学が所在しない地域にとってはそのような取組は大きな意義がある。しかし、現行の地方創生に対する支援は、主として地方大学とその地域の連携に限定されているため、都市圏の大学という資源を活かしきれていない。真の地方創生の実現には、都市圏で学んだ学生が地方に定着し、地方活性化のために活動するなど都市圏と地方との人的好循環を生む仕組みが必要不可欠である。地方の大学が地方で実施する取組と合わせて、都市圏の大学が地方自治体や企業と直接連携し、実施する取組に対する支援の仕組みの創設を求める。

II. 新たな地方創生予算に関する要望

地方における人口の急減が深刻な課題となっている現状において、地方自治体は私立大学が行う取組への連携・支援を「地方戦略」の中核に位置付けた将来ビジョンを描き、私立大学の知の拠点としての機能をさらに強化することが重要である。その実現に向け、文部科学省をはじめ、内閣府及び総務省における新たな地方創生予算を要望する。

1. 地方創生の取組充実に向けた新たな公的支援の創設

私立大学が地方創生の取組を推進、展開していくための大きな阻害要因として、各省庁いずれの予算においても、地方創生に携わる専門人材の配置や学生の旅費交通費等が支援の対象とならないことが挙げられる。都市圏と地方との人的好循環を促し、また学生のリーダーシップを育み地方創生を主導する地方人材として輩出していくため、地方創生に携わる専門人材の配置や学生の旅費交通費の支援をはじめ私立大学もしくは地方自治体に対する新たな公的支援の措置について提案する。

要望1 地方創生に携わる専門人材確保及び人材育成への支援（文部科学省、内閣府、総務省共通）

大学が地方創生に貢献するためには、長期的展望はもとより、地域課題の解決まで長期的にわたり地方創生に携わることのできる人材の確保と育成が非常に重要となる。地域のことを知り、地域にネットワークを持つ専門人材が窓口となって、大学と地域のコーディネートができたとき、大学と社会が共生する真の地方創生が成し遂げられると考えられる。

国立大学では潤沢な運営費交付金により専門人材が配置されているが、私立大学において専任の専門人材を配置することは、財政的に極めて困難である。加えて、地方創生の取組には多方面から様々な分野の要請があり、人員が不十分であることが多い。地方創生を実現するためにも、私立大学に対する地方創生の専門人材の確保・育成に対する積極的な支援を要望する。

要望2 学生の費用負担を軽減させる支援の仕組みの創設（文部科学省、内閣府、総務省共通）

地方や過疎地域において、地方創生に係る教育プログラムを実施する場合、学生に交通費及び宿泊費の負担を求めることになる。長期間にわたる人的交流を図り、学生のリーダーシップを育み地方人材を育成するような良質なプログラムほど、学生に多くの負担を求めることになり参加が見込めず、結果的に実施を断念せざるを得ないケースも多い。とくに、都市圏と地方の学生の交流を促進する際には、移動や滞在に係る経費の負担が大きくなるため、学生の参加を妨げる要因になっている。また、地方圏では公共交通の密度が都市圏に比べて低いため、生活拠点を離れた訪問先での

学生の移動手段の確保も経費増をもたらす要因である。

都市圏と地方との人的好循環を生むには長期間滞在型のプログラムが有効であり、これら学生の費用負担を軽減させることが学生の地域間交流の効果を大きくする。そのため、学生の訪問先への旅費交通費に対する支援、現地内の移動手段の確保のための支援を要望する。

要望3 省庁間、地方自治体間の連携による予算措置の創設（文部科学省、内閣府、総務省共通）

文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」「私立大学等改革支援事業（タイプ5）」や内閣府「地方創生推進交付金」「地方大学・地域産業創生事業」など地方創生に係る補助金が各省庁に設けられている一方、現行では同一取組内容において複数の補助金を使用することはできない制度となっている。そのため、一旦補助金を獲得した取組においては新たな事業展開する場合も別の補助金の獲得はできない。

また、地方の私立大学においては、その地域のまちづくりのために地方自治体と連携し、地域住民への生涯学習やスポーツ振興、子どもに対する福祉、栄養指導、地域人材の育成等、多様な取組を実施しているが、それぞれの取組への補助が市町村（行政機関）の縦割りによるため、「まちづくり」という目的を達成するための一体的な取組として推進しにくい。

これらの課題から、私立大学の幅広い多様な取組を地方創生の新たな展開につなげるためにも、一定のルールの中で複数の補助金を併用できるようにする、あるいは各省庁、地方自治体間が連携し一体化した予算を措置する等、省庁間、地方自治体間の連携による予算措置の創出を要望する。

その際、複数の省庁が関係する補助金・交付金については、各省庁で大学に異なる基準の計画を求めるなど、二重の事務負担が発生することのないよう省庁間で調整を図っていただきたい。

要望4 地方大学の健全な競争を促す支援制度の創設（内閣府）

地方には、比較的小規模な私立大学が多く存在し、それらの私立大学は、とくに市町村や地域とより密接に関わり、まちづくりや地方人材の育成等の成果をあげ地方活性化に寄与している。そのような地方創生の現場で役に立つ取組は、地域のニーズに柔軟に応えることのできる小規模な取組であることも多い。新たに創設された「地方大学・地域産業創生交付金」は、1件当たりの支援規模（7億円）から大規模の取組を対象としていると思われるが、合わせて地域のニーズに密接に関わる取組を対象とする支援が、地方創生のためには必要となる。

また、私立大学が補助金や交付金の採択されることにより、国公立大学に目が向きがちな地方自治体と私立大学が連携を深める契機となり、私立大学の資源を活用した新たな地方創生の取組へと展開していくことも多い。国公立を問わず多くの大学と地方自治体が多様な連携を構築していくことが地方創生には有効であり、そのためにも、限られた地方創生予算を特定の大学に集中させるのではなく、自らの特色を活かした取組によって地方大学の健全な競争を促すような支援制度を創設することが重要である。そのような補助金、交付金のあり方こそ日本全体の活性化に繋がる。

要望5 文部科学省から私立大学への新たな地方創生予算措置の創設（文部科学省）

地方交付税（特別交付税）は、地方創生の取組を支援する有効な手段であるが、地方自治体に対する交付であり、私立大学が行う地方創生の取組に対してどの程度支援されるかは地方自治体の首長のリーダーシップや意向、担当者の力量によって左右されることが多い。首長のリーダーシップによる取組も重要であるが、同時に私立大学には、建学の精神に基づいた、他の大学と差別化でき

る個性的な特色を持った地方創生の取組が求められている。

文部科学省では、地方創生の取組について「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」「私立大学等改革総合支援事業（タイプ5）」等の予算措置がされているが、私立大学がその特色を一層発揮し地方創生に取り組むために、それとは別の私立大学を直接支援する文部科学省の新たな地方創生予算の創設を強く要望する。

2. 内閣府「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」「わくわく地方生活実現政策パッケージ」への私立大学の参画に関する支援

2018年6月15日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」では、東京一極集中の是正、地方の担い手不足の対処、地方移住者等の希望をかなえる等を目的に「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定し、「1. UIJターンによる起業・就業者創出」「2. 女性・高齢者のリカレント教育」「3. 地方における外国人材の活用」等の施策を行うこととしている。

それらの施策は、すでに多くの私立大学が実施している取組と方向性を同じくしている。地方創生に貢献する人材育成や地域社会のニーズに対応した教育プログラムの実施をはじめ、人材育成、生涯学習やイノベーション創出の拠点として、そのような私立大学の取組をいっそう深化できるよう各施策に関し、以下の支援を要望する。

(1) UIJターンによる起業・就業者創出

要望1 地方への新しい人の流れを創る取組への支援

都市圏の大学の学生は、地方の企業や生活に関する情報に接する機会が少なく、そのためUIJターンが魅力ある選択肢となっていないことが多い。都市圏に所在する多くの大学は独自に地方自治体と提携し、UIJターンを希望する学生への情報提供や地元企業とのマッチングの機会等を提供しているが、1大学単独での取組では、参加企業や参加学生が少なく効果が出にくいのが実情である。UIJターンをより効果的に促進するためには、複数の大学が連携して取り組むことが望ましく、複数の大学や地方自治体とのプラットフォーム形成への支援やUIJターンを目指したプラットフォーム活動に対する財政的な支援が必要である。

また、地方創生のためには、合わせて、地方の中核都市から近隣の地域へのUIJターンの促進も求められる。地方中核都市に所在する私立大学が行う同様の活動に対する支援も必要である。

要望2 地方での起業を促進する取組への支援

都市圏の学生による地方での起業を促進するには、実際に起業する学生本人に対する支援が必要であるが、まずは、学生が学修や経験を通じて地方の魅力や地方での多様なビジネスチャンスに気づき、起業したいという意志を持たなくては実現しない。そのため、そのような学生の意識づけを促す教育プログラムやUIJターン促進プログラム等の取組を実施する私立大学に対し積極的な支援を求めたい。

既に大規模な起業家教育プログラムを実施している都市圏の私立大学においては、プログラムを受講した卒業生が地方で起業する事例が出始めており、その効果は大きいものと思われる。他方、地方大学の学生が地元で起業する場合は、都市圏に比べて起業に必要な経営リソースが十分ではないことが考えられ、大学がより積極的に支援していく必要がある。そのため、地方の私立大学では、専門家や起業家を講師として招聘し、セミナーや研修会を開催しており、そのような取組に対して

も支援が必要である。

(2) 女性・高齢者のリカレント教育

要望3 女性・高齢者の活躍に向けた取組への支援

わが国においては、人生 100 年時代を見据え、また少子高齢化により生産年齢人口が急速に減少することからも、すべての人が生涯現役で活躍し続けられる社会環境として何歳になっても学び直しができるリカレント教育体制を早急に構築することが求められている。

とくに女性や高齢者の活躍の機会の拡大が望まれているが、そのためには、地方自治体、企業（経済団体を含む）及び私立大学等が連携し、女性や高齢者等の就業を促進する基礎教育プログラムを構築し実施することが重要である。実施に係る費用として、教育プログラム開発に係る連携機関との会議・研究会に係る費用、プログラム実施に係る講師謝金、ICT 活用のための整備費及び広報費用等が考えられ、それらに対する積極的な支援が必要である。また、このような基礎教育プログラムは、厚生労働省の教育訓練給付制度の講座に指定され積極的に活用されることが望ましく、指定に係る手続きや要件を簡素化するとともに、講座の開設に向けたインセンティブとして指定された講座に対する補助が求められる。さらには、プログラム修了者と企業等とのマッチングを行う場の提供についても支援が望まれる。

(3) 地方における外国人材の活用

要望4 留学生の採用及び地元定着を促進する取組への支援

グローバル化が進むことで、地方の生産者であっても諸外国の企業等と関わる機会はさらに高まると予想され、今後、地方において外国人材に対するニーズが高まり、留学生の採用や地元定着が求められるようになる。留学生が日本で就職するためには、日本語はもちろんエントリーシートの書き方やキャリアマナー等支援すべきことは多い。私立大学は留学生向けのセミナーや講習会を開催し対応しているが、その経費の負担が課題となり全ての私立大学において十分な対応ができていたとは言い難い。また、留学生の人数によっては、1 大学単独で留学生対象のセミナー等を実施することは人員面・費用面から困難なため、地域の複数大学によるプラットフォーム活動が有効と考えられる。これら留学生の採用及び地元定着を促進する取組への支援が実現すれば、私立大学は留学生に対する支援をより手厚くすることが可能となり、留学生の地方就職の促進につながる。

なお、地方の中小企業では、留学生の採用について在留資格変更手続き等のサポートを必要としている場合が多い。企業に対する留学生採用に関する公的なサポートを強化することも留学生の採用には不可欠であり、必要な措置を求めたい。

3. 総務省「特別交付税措置」における新たなスキームの創設

現在、わが国における大学への公的支援は、文部科学省予算がその大半を占めているが、他の先進国と比べ極めて少なく、とりわけ私立大学に対する公的支援は最低水準となっている。その一方で、地方創生へのより一層の貢献が私立大学に対して期待されており、その期待に応えるため、私立大学は多様な活動を展開し、地方における課題解決に寄与している。

そのような状況に鑑み、現在の私立大学の補助の枠組みを超えた新たなスキームとして、地方の課題解決に向けた私立大学の取組に対して財政支援を行う地方自治体への特別交付税措置を要望する。

新たなスキームの創設にあたっては、大学と地方自治体の連携を一層推進するためにも地方自治体

と私立大学が共に活用しやすい柔軟な制度であることが肝要であり、以下について特段の配慮をいただきたい。

- ① 地方創生に資する取組であれば、その事業規模や事業分野に依らず対象とする柔軟な交付金となるよう要望する
- ② 既に推進している地方創生の取組もその対象となるよう要望する（新規の取組のみを対象としないこと）
- ③ 全学体制の取組だけではなく、学部・学科、ゼミ単位で実施している取組についてもその対象とし、また、学会等の学術団体と連携して複数大学のゼミや研究室等が参画するような、多様な形態の実施体制の取組についてもその対象となるよう要望する
- ④ 都市圏で学んだ地方出身の学生や、都市圏出身の学生を地方に送り込む等の人的好循環を促進するような、都市圏の大学と地方の大学、都市圏の大学と地方自治体が連携して行う取組等も対象となるよう要望する
- ⑤ 地方自治体と私立大学の間で締結する協定については、例えば、多岐にわたる事業を網羅する親協定を締結し、その後、個別に覚書等を取り交わすことでも対象とする等、柔軟な対応を可能とするよう要望する
- ⑥ KPI の設定については、連携内容や地域の事情等を踏まえた多様な指標となるよう要望する
- ⑦ 支援の条件として他の補助金の採択等を求めないことを要望する
- ⑧ 地方自治体が申請しやすいよう、申請書等の手続きを煩雑にしないことを要望する

以上